

ブリーフィングを行います。

日時：令和6年11月18日(月)13時00分～

会場：県庁8階 会見室

※この資料をご持参ください。

※ブリーフィングまでの間、報道規制を行うものではありません。

令和6年11月18日

担当課：農林水産部畜産課

担当者：能美、中島、永野

直通電話：092-643-3498

内線電話：3990、3994

ランピースキン病のワクチン接種開始について

ランピースキン病^{※1}に感染した牛が11月6日以降、県内の8農場で確認されています。これを受け、本病のまん延防止のため、家畜伝染病予防法第6条第1項^{※2}の規定により、本日、知事が牛の所有者に対してワクチン注射を受けることを命令する告示を行いました。

※1 牛の感染症であり、感染牛は全身の皮膚の結節や泌乳量の低下、発熱、鼻汁等を示す。

※2 家畜伝染病予防法第6条第1項…都道府県知事は、監視伝染病等の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

○ 知事命令の内容

・ 目的

ランピースキン病の発生予防

・ 実施内容

牛へのワクチンの接種

・ 実施区域

ランピースキン病発生農場から半径20km以内の福岡県内

・ 実施の期間

令和6年11月21日から令和7年3月31日まで

・ 対象となる家畜

区域内で飼養されている牛



皮膚の結節

○ 留意事項

- ・ 今回の県によるワクチン接種は無料です。

※ 本病は牛の感染症であり、人には感染しません。

今回使用するワクチンを接種した牛の肉・乳を飲食しても、人の健康に影響ありません。

★報道機関の皆さまへ

- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあること、また農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むようご協力をお願いします。
- ・今後とも、本件に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いします。